



令和8年8月25日

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤義彦 様

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会

会長 星川淑子

一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公の施設の利用料金の見直しについて（答申）

令和8年5月26日付け発環第297号で諮問のありましたこのことについて、当審議会において調査及び審議をした結果、別添のとおり結論を得たので答申します。

一般廃棄物処理施設の処理手数料及び
公の施設の利用料金の見直しについて
(令和9年度～令和11年度分)
(答 申)

令和8年8月

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会

1 不燃物処理手数料

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）別表第2項に定める不燃物処理手数料の金額は、次のとおり改定を行うことが適当である。

(1) 改定額

搬入物の重量10キログラム（10キログラムに満たない端数があるときは、10キログラムとする。）につき430円

（参考）現行料金 390円／10キログラム

(2) 適用期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(3) 理由

不燃物処理手数料は、不燃物の処理に要する経費（実費相当額）に基づき算定することを基本とする。当該適用期間においては、物価高騰に伴い人件費、委託料及び修繕費等の増額が見込まれ、不燃物の処理に要する経費が上昇する一方、人口減少等に伴い不燃物搬入見込量が減少する見込みであることから、算定した処理手数料は現行の処理手数料を上回ることとなった。これらの状況を踏まえ、処理手数料を改定することが適当であると判断した。

2 可燃物処理手数料

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）別表第3項に定める可燃物処理手数料の金額は、次のとおり改定を行うことが適当である。

(1) 改定額

搬入物の重量10キログラム（10キログラムに満たない端数があるときは、10キログラムとする。）につき150円

（参考）現行料金 120円／10キログラム

(2) 適用期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(3) 理由

可燃物処理手数料は、可燃物の処理に要する経費（実費相当額）に基づき算定することを基本とする。当該適用期間においては、物価高騰に伴い委託料等の増額が見込まれ、可燃物の処理に要する経費が上昇する一方、人口減少等に伴い可燃物搬入見込量が減少する見込みであることから、算定した処理手数料は現行の処理手数料を上回ることとなった。これらの状況を踏まえ、処理手数料を改定することが適当であると判断した。

3 因幡霊場の利用料金

鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号）別表に定める利用料金の金額は、次のとおり改定を行うことが適当である。

(1) 改定額

（単位：円）

区分		単位	組織市町の住民	左記以外の住民	備考
人体	大人	1体につき	26,000	57,000	
	小人	1体につき	16,000	35,000	満4歳以下
	死胎	1胎につき	16,000	35,000	妊娠4月以上の死産児
	改葬遺骸	1件につき	16,000	35,000	
人体の一部等		1件につき	20,900	45,980	1件は10kgまで
畜類		1頭につき	20,900	45,980	

（参考）現行料金

（単位：円）

区分		単位	組織市町の住民	左記以外の住民	備考
人体	大人	1体につき	25,000	55,000	
	小人	1体につき	16,000	35,000	満4歳以下
	死胎	1胎につき	16,000	35,000	妊娠4月以上の死産児
	改葬遺骸	1件につき	16,000	35,000	
人体の一部等		1件につき	19,800	45,100	1件は10kgまで
畜類		1頭につき	19,800	45,100	

(2) 適用期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(3) 理由

因幡霊場の利用料金は、組織市町の住民については維持管理費の8割を負担するものとし、組織市町以外の住民については、組織市町住民の利用料金に現行の比率である2.2を乗じて得た額を基本とする。

当該適用期間においては、物価高騰に伴い修繕費、燃料費等の増額が見込まれ、維持管理費が上昇する一方、畜類等の火葬件数が減少する見込みであることから、算定した利用料金は一部の区分において現行の利用料金を上回ることとなった。これらの状況を踏まえ、利用料金を改定することが適当であると判断した。

4 白兔グラウンドゴルフ場の利用料金

鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第4号）別表に定める利用料金の金額は、現行の金額を据え置くことが適当である。

(1) 現行の利用料金

区分		単位	利用金額
個人	子ども	1人1回につき	300円
	大人	1人1回につき	500円
団体 (20名以上のものに限る。)	子ども	1人1回につき	240円
	大人	1人1回につき	400円
多目的広場貸切		1時間につき	1,000円
用具一式		1回につき	100円
(備考)「子ども」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいい、小学校に就学するまでの者は、無料とする。			

(2) 適用期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(3) 理由

白兔グラウンドゴルフ場の利用料金は、維持管理費を参考としつつ、近隣施設との均衡を図ることを基本とする。

当該適用期間においては、物価高騰に伴い人件費、修繕費等の増額が見込まれ、維持管理費が上昇する一方、利用者数が減少する見込みであることから、算定した利用料金は現行の利用料金を上回ることとなった。しかしながら、本施設は最終処分場跡地の有効活用を目的として整備された施設であり、環境問題に対する意識啓発を図る役割も担っていることから、開設当初から現行料金を維持している。施設の設置目的や性格、近隣施設の料金水準を踏まえ、現行の利用料金を据え置くことが適当であると判断した。

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会委員

(委員任期：令和7年7月1日から令和9年6月30日まで)

区 分	所属等	職名	氏 名
廃棄物等審議会条例 第3条第1号委員 (学識経験のある者)	元鳥取大学	会長	星川 淑子
	公立鳥取環境大学	委員	金 相 烈
	元鳥取県東部環境管理公社	委員	松 長 俊 和
同条例 第3条第2号委員 (民間団体に属する者)	鳥取商工会議所	委員	横山 憲昭
	鳥取市消費者団体連絡協議会	委員	広 沢 京 子
	鳥取市自治連合会	委員	稲 田 宗 万
	鳥取市連合婦人会	委員	山 根 滋 子
	岩美町自治会長会	委員	平 井 和 憲
	元八頭町女性団体連絡協議会	委員	木 下 優 子
同条例 第3条第3号委員 (公募による者)		委員	国森加津恵
		委員	榎 直 子
		委員	中 嶋 恵 子

審議経過

区分	開催日及び場所	審議内容
第1回	令和8年5月26日（火） 鳥取県東部広域行政管理組合 事務局分庁舎2階会議室	・ 諮問 ・ 現行料金等について ・ 算定方針及び算定方法（案）について
第2回	令和8年6月30日（火） 鳥取県東部広域行政管理組合 事務局分庁舎2階会議室	・ 算定結果及び増減要因について
第3回	令和8年7月29日（水） 鳥取県東部広域行政管理組合 事務局分庁舎2階会議室	・ 答申（案）について